



ニッセイ・ウェルス生命



円 米ドル 豪ドル

# 年金新時代

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

商品概要書

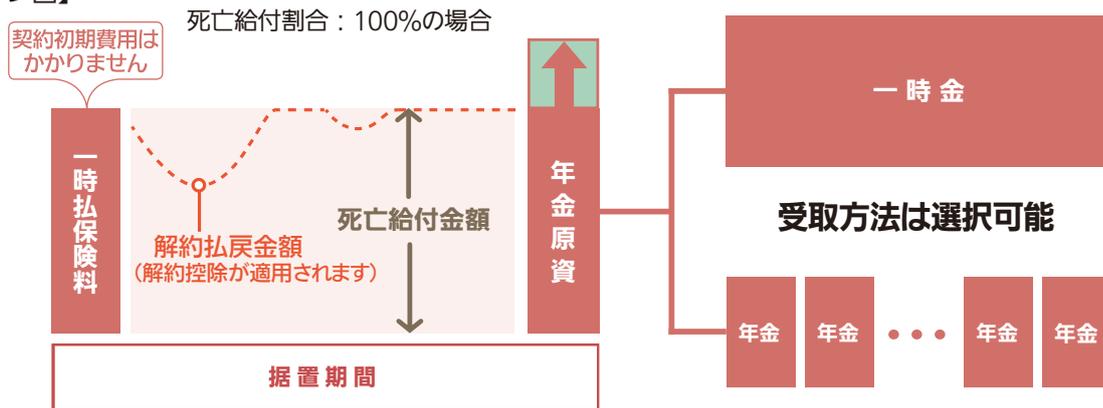
2025年12月版

据置期間中の死亡保障などを抑えて大きくした年金原資を、年金でも一時金でも受け取ることができる商品です。

## 特徴

- 据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えて年金原資を大きくします。
- ご契約時に、指定通貨建の年金原資の額が確定します。
- 据置期間満了時の受取方法は、一時金受取も選択できます。

【イメージ図】



※当図はイメージをあらわしたものです。

## 主な取扱規程

指定通貨	円・米ドル・豪ドル			
年金種類	確定年金			
契約年齢 (被保険者の満年齢)	死亡給付割合	100%	0歳～90歳	
		70%	50歳～90歳	
据置期間	5年・10年			
取扱金額	一時払保険料	最低	円	100万円
			米ドル・豪ドル	20,000米(豪)ドル*1
	年金額	最低	10億円*2	
			円	10万円
		米ドル・豪ドル	1,000米(豪)ドル(外貨でお受け取りになる場合は6,000米(豪)ドル)	
付加できる特約*3	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料円入金特約</li> <li>円支払特約Ⅱ</li> <li>年金円支払特約</li> <li>新為替ターゲット特約</li> <li>目標額到達時円建終身保険移行特約</li> <li>保険契約者代理特約</li> <li>指定代理請求特約</li> </ul>			

\*1 保険料円入金特約を付加する場合は200万円。

\*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを我们用います。

\*3 指定通貨によって、付加できない特約があります。

## 商品の概要

主な保障内容	死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられた場合にお支払いします。 ⚠️ 死亡給付割合が70%の場合、一時払保険料を大きく下回ります。			
	年金	被保険者が年金受取開始日を迎えられた場合にお支払いします。			
解約払戻金	あり(市場価格調整適用)*4	配当金	なし	告知	なし

\*4 契約日からの経過年数に応じて解約控除が適用されます。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません(募集代理店による元本および利回りの保証もありません)。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

## この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

### 生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

#### 市場リスク・為替リスクについて

- 据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

#### お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。また、指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要な費用があります。

##### 【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

##### 【保険期間中の費用】

- 年金受取時の費用として、毎年年金受取時に年金額の**1%を上限に**年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を差し引いています。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

##### 【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- 特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)\*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただけます。

指定通貨	適用為替レート	
 米ドル 豪ドル	保険料を円貨で払込む場合 [保険料円入金特約]	TTM + 50 銭
	死亡給付金等を円貨で受け取る場合 [円支払特約II]	TTM - 50 銭
	目標額到達後、円建終身保険に移行する場合 [目標額到達時円建終身保険移行特約]	

\*TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2025年9月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

##### 【解約時にご負担いただく費用(解約控除)】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を適用します。

解約控除額は基本給付金額(一時払保険料相当額)\*に解約控除率を乗じた金額となります。

解約控除率は経過年数に応じて、指定通貨が円の場合は**0.1%~1.0%**、米ドル・豪ドルの場合は**0.7%~7.0%**となります。くわしくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご覧ください。

\*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

### 代理店手数料について

代理店手数料は、保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として、1年あたり、一時払保険料の額に次の手数料率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。

指定通貨	据置期間	手数料率	
		初年度	次年度以降*
円	5年	0.4%	—
	10年	1.0%	—
米ドル・豪ドル	5年	1.5%	0.3%
	10年	2.7%	0.3%

\*据置期間が5年の場合は4年間、10年の場合は9年間、契約が有効中の場合のみ支払われます。

当該代理店手数料は、「お客さまにご負担いただく費用」に追加して別途ご負担いただくものではありません。

この資料は、商品・リスク・費用の概要を説明しています。ご検討にあたっては、当該商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

(募集代理店)

 **新生銀行**

株式会社 SBI 新生銀行  
〒103-8303  
東京都中央区日本橋室町2-4-3  
0120-456-860  
<https://www.sbishinseibank.co.jp>

(引受保険会社)

**ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社**

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1

**円建 ☎ 0120-037-560** **外貨建 ☎ 0120-001-262**

受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

[www.nw-life.co.jp](http://www.nw-life.co.jp)

NW-10-25234-52 (25.08)

 読みやすい  
ユニバーサル  
デザイン文字

2/2